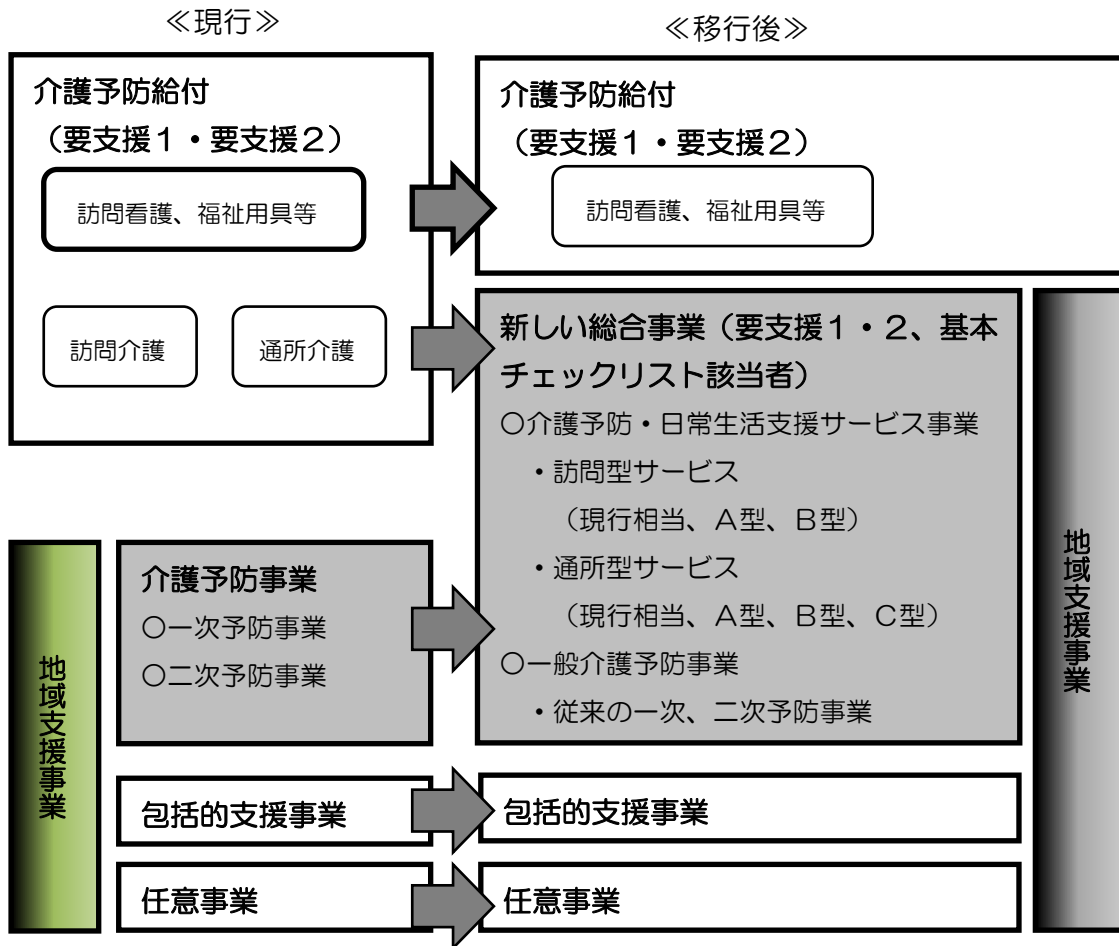


新しい総合事業と地域包括支援センターにおける業務について

1. 新しい総合事業の主なポイントと市の運用



① 訪問介護と通所介護の対象者の拡大

訪問介護と通所介護が介護予防給付の枠からはずれることにより、要支援認定を受けた高齢者のほか、市役所や地域包括支援センターの窓口で行う基本チェックリストにより介護予防の必要性が高いと判定された高齢者もサービス利用対象者となる。

【市の運用 (案)】

これらのサービスを初めて利用する者は、適切な情報把握等を図るため、原則、要介護認定を受けることとする。また、認定更新の際には、基本チェックリストの実施によることとする。

② サービス類型の多様化

訪問介護と通所介護について、サービスの枠拡充、多様化に向けて、以下の4種類に分かれることになる。なお、これらのサービスの利用者に対しては、地域包括支援センターによるケアマネジメントの実施が必要となる。

- ア. 現行の介護予防給付事業と同等のもの（みなし型）
- イ. みなし型よりも人員等の面で基準が緩和されたもの（A型）
- ウ. 住民が主体となりボランティア等により運営されるもの（B型）
- エ. 専門職により、3～6か月程度の短期間に集中的に実施するもの（C型）

また、ケアマネジメントについても、利用するサービスにより、多様な形態で実施することが可能である。

- カ. 従来どおりのケアマネジメント（A型）
- キ. 簡略化した介護予防ケアマネジメント（B型）
- ク. 初回のみのアセスメントによるケアマネジメント（C型）

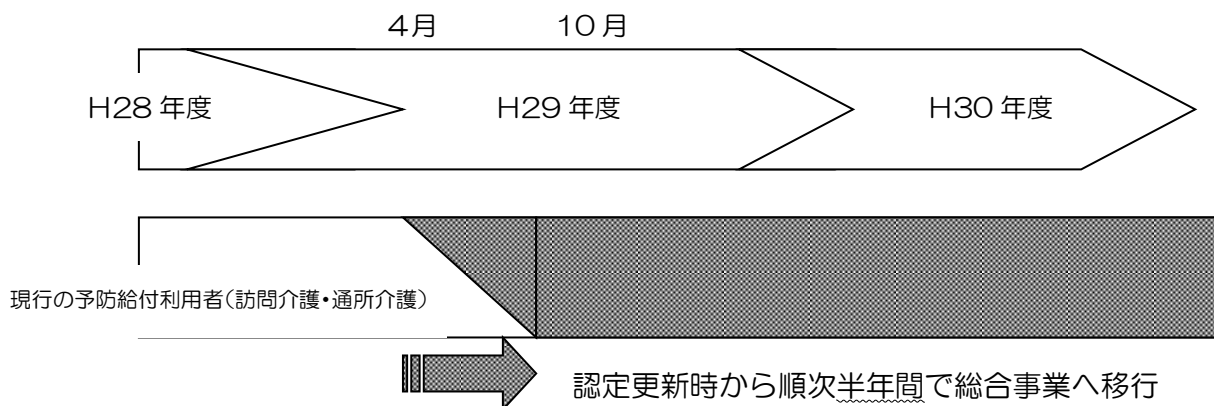
【市の運用（案）】

アイエについては、従来どおりのケアマネジメント（A型）を実施し、ウについては、初回アセスメントによるケアマネジメント（C型）を実施する。

2. 移行スケジュール

- ・新しい総合事業への移行は、平成29年4月～9月の6か月で行う。
- ・これより前に要支援認定を受けた高齢者の更新時期を上記期間とするため、認定期間を6か月とする。

【現行の予防給付利用者の新しい総合事業への移行イメージ（認定）】



3. 地域包括支援センターにおける業務

新しい総合事業の実施においても、サービス利用者に対し、地域包括支援センターが特ケアマネジメントを実施していくこととなるが、上記スケジュールの関係上、平成29年度上半期に、介護予防給付による訪問介護・通所介護を利用していた者すべてに対してケアマネジメントを実施することとなり、これに伴う請求事務等も含め、大きな業務負担が発生することが想定される。

なお、平成29年4月～9月に移行する者の人数は、平成27年9月現在の人数から、327人※程度と推計される。

※ 予防訪問介護のみ 122人、予防通所介護のみ 149人、
予防訪問介護と予防通所介護のみ 56人 合計 327人